

地方独立行政法人愛知県美術館機構ウェブサイト制作業務仕様書

1 業務の名称

地方独立行政法人愛知県美術館機構ウェブサイト制作業務

2 目的

愛知県では、2024 年 4 月に公表した「愛知県文化施設活性化基本計画」に基づき、愛知県美術館及び愛知県陶磁美術館（以下「両美術館」という。）の地方独立行政法人化について、その可能性や効果等を具体的に検討した結果、両美術館の運営について、「自主性に富んだ中長期的な美術館運営」や「学芸員の活動内容の充実や活動範囲の拡大」、「2 館一体運営による運営の効率化や専門人材の配置、学芸員の成長に資する環境整備」等の効果が認められることなどから、地方独立行政法人制度を 2 館一体運営で導入する方針とした（運営開始予定：2026 年 4 月）。

本業務は、2026 年 4 月の地方独立行政法人による運営開始（予定）に向けて、両美術館の所蔵作品や展覧会、教育普及活動等の魅力を発信するとともに、地方独立行政法人の中期目標や財務諸表等の情報を積極的に公開するため、地方独立行政法人のウェブサイトを作成することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 26 日（木）まで

4 業務内容

「地方独立行政法人愛知県美術館機構」「愛知県美術館」「愛知県陶磁美術館」のウェブサイトを作成する。

（1）制作業務

ア 地方独立行政法人愛知県美術館機構ウェブサイト

（ア）制作の方針

法人独自のウェブサイトを新たに制作する。

（イ）デザイン・構成

- ・ デザインは、地方独立行政法人の情報がわかりやすく適切に伝わり、かつ、安心感や信頼感のあるものとする。ただし、ページの内容に応じて、閲覧者の感情に訴えるようなデザインを用いること。
- ・ 構成は、別紙 1「地方独立行政法人愛知県美術館機構ウェブサイト構成要素案」を参考とすること。ただし、ページの仕分け、階層、掲載場所等を確定するものではなく、より閲覧者の利便性の高いサイト構成になるよう提案し、県との協議により決定すること。

（ウ）その他

- ・ 地方独立行政法人として公開する情報を、体系的にわかりやすく掲載すること。
- ・ 閲覧者がストレスを感じることがないように、分かりやすさと視認性を確保し、アクセシビリティに配慮した内容・構成とすること。

- ・ トップページには、両美術館へのリンク、最新情報、サイトマップを掲載すること。
- ・ 両美術館へのリンクは両美術館のウェブサイト誘導する適切なデザイン（例：各館の外観）とすること。

イ 愛知県美術館ウェブサイト

（ア）制作の方針

現行ウェブサイトから大幅にリニューアルする。

※現行ウェブサイト <https://www-art.aac.pref.aichi.jp/>

（英語版）<https://www-art.aac.pref.aichi.jp/en/index.html>

（イ）デザイン・構成

- ・ デザインは、愛知県美術館の特色を持たせた現代的なデザインとすること。商業施設と隣接した複合施設内に位置する美術館という立地等の複雑さや、想定される閲覧者が多様であり、また企画展のほかコレクション作品や貸しギャラリーなど様々な情報を求めることなどを踏まえ、基本的にはシンプルで、情報に適切にアクセスしやすい構成とすること。（趣向を凝らすことはよいが、必要以上に親しみやすさや視覚効果を高めるためだけの奇をてらったデザインは望ましくない。）また、展覧会だけでなく調査研究やエデュケーション等、愛知県美術館が行う幅広い活動の情報の配置を総合的に提案し、県との協議により決定すること。
- ・ 構成は、別紙2「愛知県美術館ウェブサイト構成要素案」を参考とすること。ただし、ページの仕分け、階層、掲載場所等、現行のウェブサイトを踏襲するのではなく、より閲覧者の利便性の高いサイト構成になるよう提案し、県との協議により決定すること。

（ウ）その他

- ・ 現行のウェブサイトから、ページや記事のデータを全て引き継ぐこと（外国語版を含む。）。また、その実作業はすべて受託者が担当すること。
- ・ 展覧会やギャラリートーク、子供向けイベント等の紹介ページには、必ず画像（制作期間中に愛知県美術館の活動中の様子を写真撮影したものやイラスト等）が表示されるようにすることとし、当該展覧会等のチラシデザインが無い場合でも使用できる汎用の画像を項目ごとに作成すること。
- ・ 展覧会情報（開館日や開館時間等）については、外部のシステムとデータのやり取りを行う可能性があるため、csv データの出力を可能とすること。
- ・ なお、愛知県美術館のウェブサイトリニューアルに伴い、現行の「愛知芸術文化センター」のウェブサイトを改修する必要性が生じることから、県が別に実施する当サイトの改修に協力すること。

ウ 愛知県陶磁美術館ウェブサイト

（ア）制作の方針

現行ウェブサイトを法人独自のウェブサイトへ引き継ぐ（現行ウェブサイトのデータ一式（発注者からすべて支給する）を後述の「（2）保守管理業務」で調達したサーバへ移管する。）。ただし、CMS については現行ウェブサイト

では使用されていないため、新たに導入すること。

※現行ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/touji/index.html>

(英語版) <https://www.pref.aichi.jp/touji/english/index.html>

(イ) デザイン・構成

原則として現行ウェブサイトを引き継ぐ。(別紙3「愛知県陶磁美術館ウェブサイト構成案」を参照)

(ウ) トップページにおいて以下の機能・項目を追加すること。(英語版を含む。)

- ・開館日・休館日や開館時間、イベント等の情報が一目でわかるカレンダー機能

エ 共通事項

(ア) デザイン・レイアウト

- ・各ウェブサイトのデザイン・レイアウトは、トップページデザインをベースとしながら、ウェブサイトごとに全体を通じて統一したデザインとし、操作に一貫性を持たせ、閲覧者がストレスを感じることがないように、分かりやすさと視認性を確保し、アクセシビリティに配慮した内容にすること。また、PCだけでなくスマートフォンのブラウザでの閲覧に最適化させたデザインとすること。
- ・国内外のユーザーが必要情報にアクセスできるため英語対応とすること。なお、翻訳に要する費用は委託費に含めること。
- ・トップページ、展覧会、教育普及のページには、YouTubeなどの動画の埋め込みができるようにすること。具体的な掲載場所は県との協議により決定すること。
- ・SNSとの連携に対応できるようにすること。具体的な連携方法は提案の上、県との協議により決定すること。
- ・ウェブアクセシビリティを確保したページの作成に努めること。特に、JIS X 8341-3 :2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベル A 及び AA に極力準拠するように作成すること。
- ・CGI や PHP 等サーバ側に設定が必要なものは、セキュリティ対策を実施した上で導入すること。
- ・Flash等の既にサポート終了したコンテンツは、使用しないこと。
- ・W3C(World Wide Web Consortium)で非推奨の技術は使用しないこと。
- ・ページは、原則として最新バージョンの Microsoft Edge、Firefox、Safari (パソコン及び iPhone) 及び Google Chrome (パソコン及び Android) で問題なく表示できるよう、レスポンシブウェブデザインで作成すること。なお、スマートフォン表示対応については、CSSにより実現すること。
- ・HTMLの仕様は、WHATWG(Web Hypertext Application Technology Working Group)が策定した HTML Living Standard に準拠すること。

次のチェックサイト又はチェックツールで、文法等のチェックを行い、エラーがないように確認するとともに、上記ブラウザにて表示上の不具合がないか確認をすること(チェックサイトは別のものでも可)。

<HTML の文法チェックサイト>

<https://validator.w3.org/nu/>

上記文法チェックサイトで「Error」が出ないように、「Warning」については極力なくすように Web ページを作成すること。

<CSS のチェックサイト>

<https://jigsaw.w3.org/css-validator/>

上記文法チェックサイトで「エラー」及び「警告」を極力なくすように Web ページを作成すること。

- ・ 機種依存文字（丸付き数字、ローマ数字等）・半角カタカナは使用しないこと。
- ・ 閲覧しているページのウェブサイト内での位置を判別することができるようにすること。
- ・ トップページへの分かりやすいナビゲーションを設置すること。
- ・ 原則としてリンク先がサイト内の場合、新しいウィンドウで開かないこと。外部サイトを新しいウィンドウで開くときは事前にそのことを通知すること。
- ・ リンク先が HTML ファイルでない場合は、ファイルの種類とファイルサイズを記載すること。
- ・ 画像には、ALT 属性等により内容を的確に表した代替情報を用意すること。
- ・ リンク画像には、リンク先の内容を想像できる代替情報を提供すること。
- ・ 画像を他のサイト等から引用する場合、利用規約や著作権等を確認し、違反にならないようにすること。

(イ) ページ更新

- ・ 管理者ページへのログイン時に、ID 及びパスワードによる認証を必要とすること。併せて、IP アドレス制限などのアクセス制限も実施すること。また、ID ごとにログ履歴を管理し、不正に消去・改ざんされないようにすること。
- ・ 全職員が個別 ID で管理者ページにログインでき、更新作業を実施できるようにすること。
- ・ 3つのウェブサイト全て、ページ更新は、HTML ソースの知識がない職員でも更新できるように、CMS により記事の追加・編集・削除ができるようにすること。なお、CMS による更新の対象ページ・箇所は、県との協議により決定すること。
- ・ ページ更新の際に、本ページ公開前に同様の状態を確認できるものとし、作成者以外の承認者による承認により公開するものとする。
- ・ ページ更新は、障害発生時を除き、いつでも更新可能とすること。
- ・ 更新に必要な操作マニュアルを作成し、必要な操作研修を行うこと。

(ウ) その他

- ・ 各コンテンツはブラウザで印刷する際に文字や画像が切れることなく、A4 サイズにて印刷できること。
- ・ 全ページ TLS/SSL 化を行うこと。サーバ証明書発行にかかる費用は委託費に含めること。

- ・ ウェブサイト内検索機能（利用者がフリーワードで検索でき、CMS による作成ページも有効に機能するもの。フリーの検索エンジンも可とするが、広告表示等の不要な情報が出るものは不可とする。）を設けること。
- ・ 閲覧者のブラウザに対して新たなプラグイン等のインストールを求めるアプリケーションを使用しないこと。
- ・ 外部サイト用に各ウェブサイトのバナー（320px×80px 程度）を作成すること。
- ・ 各ウェブサイトについて新たにドメインを取得することとし、ドメインの管理に必要な手続きを行うこと。ドメインの取得にかかる料金は、委託費に含まれることとし、受託者がドメインを管理する業者に支払うものとする。
- ・ 公開前に内容を確認するため、ウェブサイトの運用テストを実施し、動作確認や、必要となる修正を行うこと。
- ・ 地方独立行政法人愛知県美術館機構のネットワーク整備について、県は別に発注するため、当該業務の受託者と必要な連携を行うこと。
- ・ 上記の具体的な実施方法については、県と協議して進めていくものとする。

（２）保守管理業務

制作業務完了後、契約期間満了まで以下の保守管理業務を実施すること。また、制作業務は保守管理業務の内容を考慮した上で実施すること。なお、本契約完了後の保守管理業務は別途発注する予定（予算額は未定。）であるが、本業務の受託者が当該保守管理業務を実施する場合には、想定した見積額と実際の予算額の差による場合を除き企画提案書の内容と矛盾が生じることのないようにすること。

○ウェブサイトを維持するための技術的な助言（適宜）

- ・ 県からの問合せに対する対応を行うこと。

○緊急時における迅速的対応（適宜）

- ・ 各種障害が発生した場合、必要に応じてネットワーク事業者と連携し、障害の原因（ハードウェア、ソフトウェア、業務プログラム、ハードウェアに関するネットワーク等）に対する対策を講じること。なお、サービス稼働率は 99.5% 以上を目指すこと。

○サーバの調達

- ・ ウェブサイトの安定した運営に必要なサーバ等の環境を整えること。安定運営のための環境整備は、愛知県情報セキュリティポリシーに従うこととし、クラウドサービスにより調達する場合は、国内法が適用され、管轄裁判所が日本国内のものとする。なお、現在の愛知県美術館ウェブサイト及び愛知県陶磁美術館ウェブサイトのアクセス状況は以下のとおりであるので、参考とすること。

<愛知県美術館>

年間ページビュー数	約 1,875 千回
年間セッション数	約 1,048 千回
1 日の最大ページビュー数	約 16 千回

1日の最大セッション数	約 9千回
<愛知県陶磁美術館>	
年間ページビュー数	約 1,178千回
年間セッション数	約 1,138千回
1日の最大ページビュー数	約 7千回
1日の最大セッション数	約 7千回

○サーバの運用保守

- ・ OS等のセキュリティパッチ適用を定期的実施すること。
- ・ サーバメンテナンスを行う際は、1週間前までにその旨を県に連絡すること。
- ・ 県と同環境を受託者にて用意し、十分な検証やテストを実施した上でバージョンアップや保守を実施すること。

○アクセス解析

- ・ Google アナリティクスを導入、もしくはそれに代わるアクセス解析が可能なソフトを導入すること。
- ・ ウェブサイト内のアクセスカウンタ情報については、保守管理業務報告書において報告を行うこと。

○データのバックアップ（毎日）

- ・ データは、毎日、一定時刻にバックアップをすること。

○ログの取得及び保存（適宜）

- ・ 情報セキュリティの確保に必要なアクセスログを取得し、必要に応じて報告をすること。

○ハードウェア障害時のデータ復旧（随時）

- ・ ネットワーク事業者と連携し、原則、即時対応すること。ただし、調査等で時間がかかる内容については、県と完了時期を協議するものとする。

○セキュリティ対応

- ・ サーバ、ウェブコンテンツ等について、クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション、改ざん等のサイバー攻撃へのセキュリティ対策を施すこと。利用している機器又はソフトウェアについて、バージョンアップ又はセキュリティパッチファイルが提供された場合、内容を確認し適切に対応すること。
- ・ ページの作成に当たり jQuery 等の外部ライブラリを使用する場合、セキュリティの脆弱性がないものを使用すること（2025年5月時点において、jQueryライブラリを使用する場合は、バージョン3.7.1以上のものを使用すること。）。
- ・ 非公開ページ（テストサイト、公開前ページなど）及びサーバのアクセス制御を行い定期的にサーバ、ファイアウォール等の設定状況を確認すること。
- ・ ウェブサイト公開前に1回以上（及び保守管理期間中においては年1回以上）、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告すること。

- ・ ウェブサイトの公開後において、セキュリティの脆弱性が発見された場合は、契約期間内であるか否かを問わず、速やかに必要な対策を実施し、その結果を県に報告すること。
- ・ 不正アクセスや情報漏えい等に対するセキュリティ対策を講じること。また、事故発生時は速やかに必要な対策を実施し、その結果を県に報告すること。
- ・ 愛知県情報セキュリティポリシーに従って、情報セキュリティ対策を適切に実施すること。
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構（J LIS）が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Web アプリケーション）」に極力準拠すること。

○ドメインの管理業務

- ・ 各ウェブサイトについて新たに取得したドメインについて、管理にかかる料金は、委託費に含めることとし、受託者がドメインを管理する業者に支払うものとする。

○その他、保守管理に関連する必要な業務

（３）追加提案企画

本仕様書で示す内容以外に、本事業の趣旨や目的に合致し、追加で実施したい事業があれば提案すること。ただし、実施する内容等については、県との協議により決定する。

（４）注意

- ア 事業着手前にデザイン案等を提示し、県と協議を行うこと。また、修正等を指示した場合には速やかに応じること。
- イ 公開後において、不具合が生じた場合は、適切な修正等を行うこと。
- ウ ウェブサイトの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェア含む）、作業場所、その他必要となる環境を含めた制作にかかる費用はすべて委託費に含めること。
- エ 契約書及び本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、県と受託者が協議の上、これを行うものとする。

５ 成果物の提出

以下を日本産業規格 A 4 版で作成すること。また PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体（CD-R 等）を 2 部提出すること。

- ・ ウェブサイト制作計画書 1 部
- ・ テスト結果報告書 1 部
- ・ 会議録 各 1 部
- ・ 制作業務報告書（障害対応記録を含む。） 1 部
- ・ 操作マニュアル 3 部

- ・ 保守管理マニュアル 3 部
- ・ その他県が指定するもの

6 完了検査

受託者は、業務完了後、業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

7 委託業務にあたっての留意点

- (1) 事業内容については、本仕様書及び企画提案書によるものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために定期的に県と連絡調整を行うこと。制作完了までは、定例ミーティングを原則として隔週で行うほか、県又は受託者からの求めにより、必要に応じて臨時ミーティングを行うこと。
- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画、スケジュール等を作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。なお、2026 年 4 月に地方独立行政法人愛知県美術館機構が設立された場合は、県は当該著作権を無償で譲渡することとする。
- (5) 写真や音楽、映像などの素材に関しては、その使用範囲を県、受託者協議の上、個別に設定するものとする。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、その都度県の指示を受けて処理すること。
- (8) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (9) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (10) 本業務完了後に保守管理業務が別途発注・契約された場合において、2026 年 4 月に地方独立行政法人愛知県美術館機構が設立された時は、県は当該契約を地方独立行政法人愛知県美術館機構に承継する。
- (11) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、定めることとする。